

年 管 管 発 0 7 2 9 第 3 号
令 和 8 年 7 月 2 9 日

地 方 厚 生 局 年 金 指 導 課 長 殿
地 方 厚 生（支）局 年 金 管 理 課 長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

令和8年熊本地震に伴う災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について

今般の令和8年熊本地震に伴う災害により、適用事業所から健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金（以下「厚生年金保険料等」という。）の納付が困難であるなどの相談があった場合は、個々の適用事業所の状況を十分に聴取し、健康保険法第183条、船員保険法第137条、厚生年金保険法第89条及び子ども・子育て支援法第71条の規定により準用する国税通則法第46条に規定する「納付の猶予」又は、国税徴収法第151条の2に規定する「換価の猶予」の活用について案内するなど、丁寧な対応に努めるとして別添の通知を発出したところである。

貴課においては、納付の猶予の適用について、適用事業所の置かれた状況や心情に十分配慮するとともに、その審査等について早期に対応されたい。

年 管 管 発 0 7 2 9 第 2 号
令 和 8 年 7 月 2 9 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

令和8年熊本地震に伴う災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について

今般の令和8年熊本地震に伴う災害により、適用事業所から健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金（以下「厚生年金保険料等」という。）の納付が困難であるなどの相談があった場合は、個々の適用事業所の状況を十分に聴取し、口座振替の停止が可能であることや、健康保険法第183条、船員保険法第137条、厚生年金保険法第89条及び子ども・子育て支援法第71条の規定により準用する国税通則法第46条に規定する「納付の猶予」又は、国税徴収法第151条の2に規定する「換価の猶予」の活用について案内するなど、丁寧な対応に努めていただきたい。

なお、滞納事業所等についても、被災状況並びに被害を受けた事業主等の事情及び心情等に十分配慮し、納付の猶予等を説明した上で、適切な対応に留意いただきたい。

また、猶予制度の活用や、厚生年金保険料等の納付が困難な場合における年金事務所への相談などについて、別添リーフレットを活用するなどして周知等をお願いしたい。

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の納付等についてのお知らせ

令和8年熊本地震に伴う災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

厚生年金保険料等の口座振替の停止について

保険料の口座振替を利用されている事業所や船舶所有者について、被災により保険料納付が困難な場合は、口座振替の停止をすることができます。口座振替実施日（毎月20日頃送付される納入告知書をご覧ください）の**5営業日前**までに管轄の年金事務所にご連絡いただくか、4営業日前から前日までは**直接**、振替先の金融機関本支店に停止のご相談をお願いいたします。

※口座振替を停止された場合、納付書が別途送付されます。

※口座振替を停止する場合はその都度ご連絡が必要となりますので、ご注意ください。

厚生年金保険料等の納付が困難な場合の納付の猶予について

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、管轄の年金事務所に申請をいただくことにより、「納付の猶予」を受けることができます場合があります。

※「納付の猶予」を受けた場合は、猶予期間内において滞納処分の執行を受けず、延滞金の全部又は一部が免除されます。

○災害による納付の猶予・・・災害のやんだ日から2月以内の申請が必要
災害により財産に相当な損失を受けた場合、対象保険料の全額が納付期限から1年以内に限り「災害による納付の猶予」が認められることがあります。

○通常の納付の猶予・・・猶予該当事実発生後速やかに申請が必要
災害による事業の悪化等により、一時に保険料を納付することが困難であると認められる場合は、その納付困難な額を限度として1年以内に限り「通常の納付の猶予」が認められることがあります。

上記については当年金事務所厚生年金徴収担当課までご相談ください。